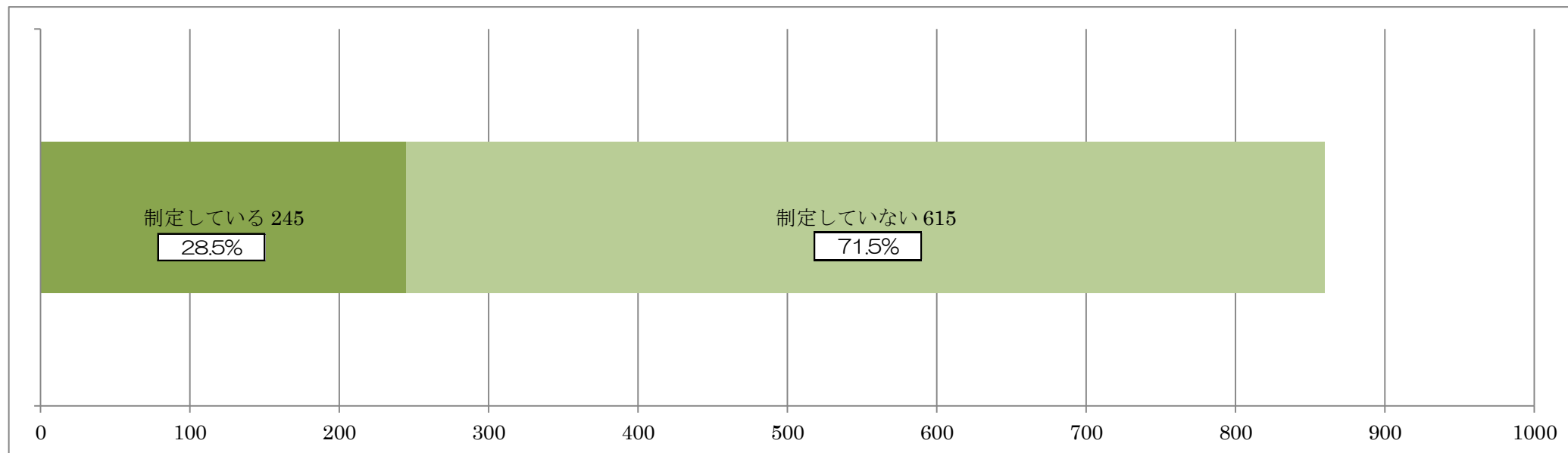


他都市の自治基本条例の制定及び改正状況（都道府県、特別区、市のみ）

H30.1.16
（報告事項）

1 自治基本条例制定状況

（１）制定の有無

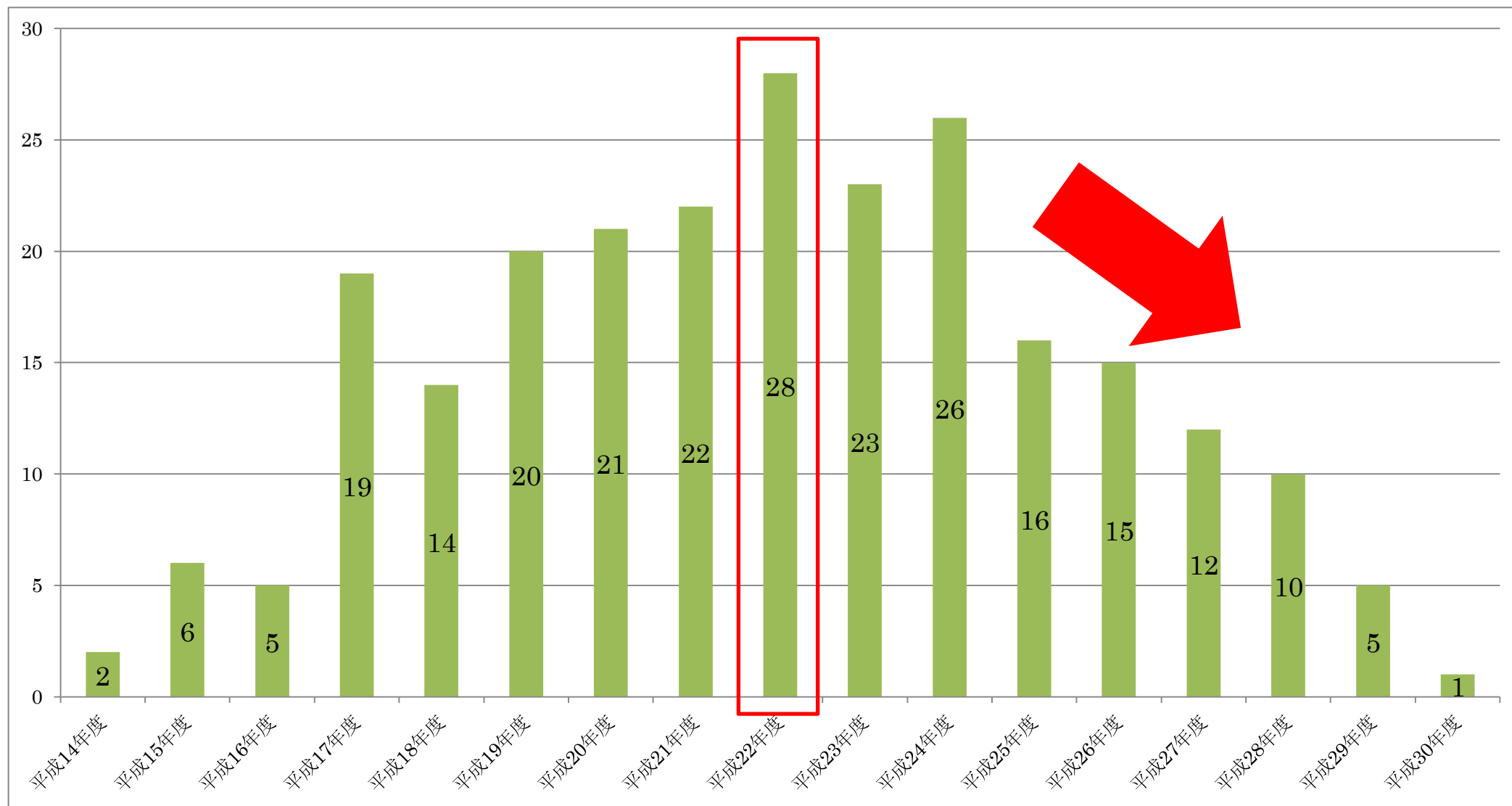


⇒ 全国の自治体（都道府県、特別区、市）860の内、**約3割**が自治基本条例を制定

<参 考>

項 目	都道府県	政令市	特別区	市	総計
制定している	2	6	7	230	245
制定していない	45	14	16	540	615
合 計	47	20	23	770	860
制定している割合	4.3%	30.0%	30.4%	29.9%	28.5%

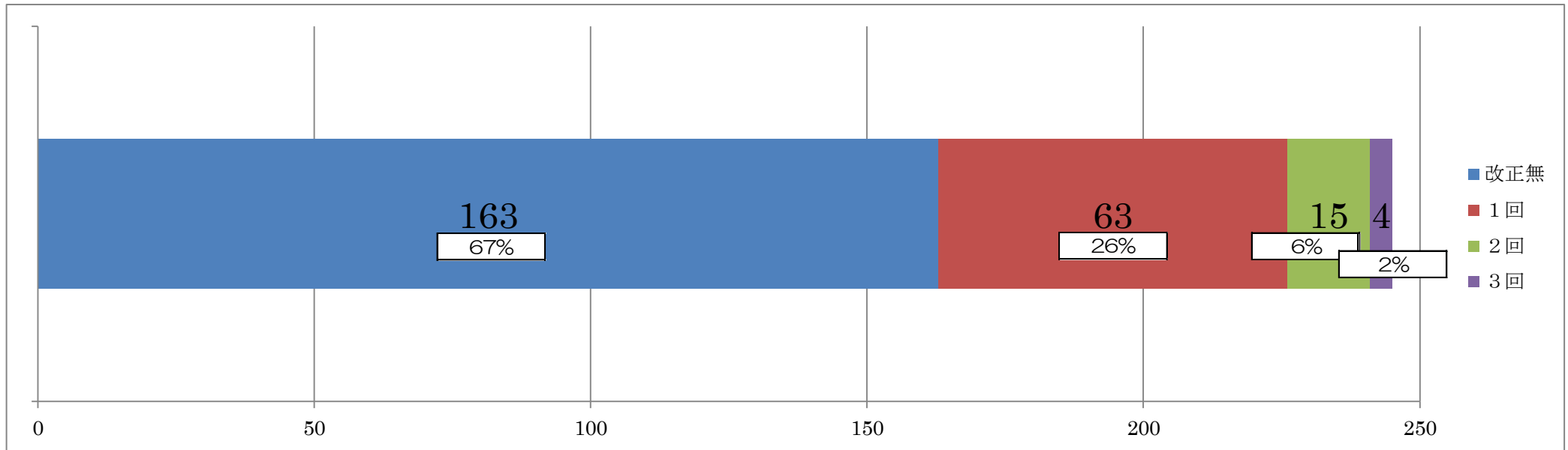
(2) 自治基本条例の制定年度



⇒ ①平成22年度をピークに右肩下がり

2 自治基本条例の改正状況

(1) 改正状況



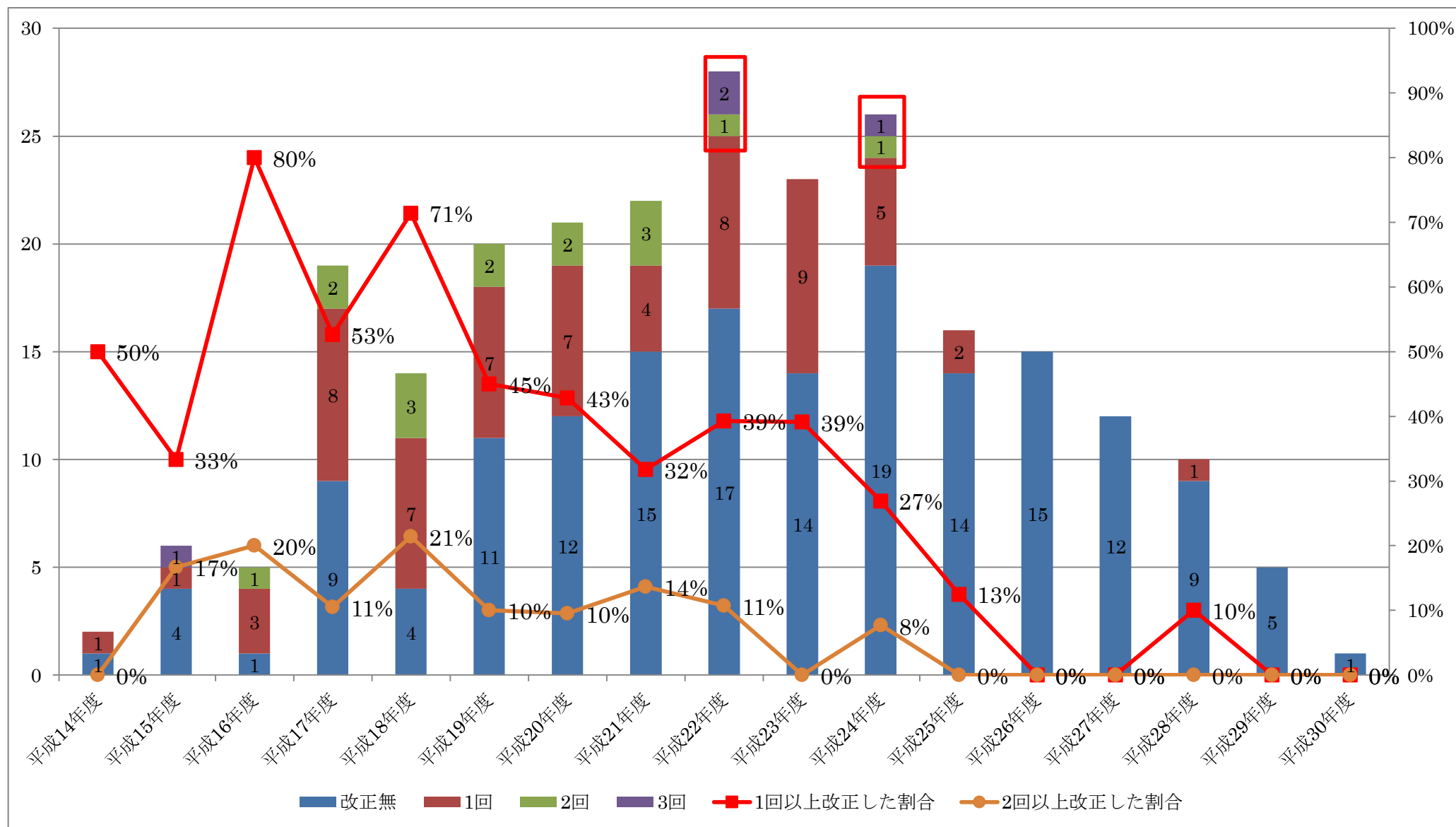
⇒ ① 1度も改正していない自治体が約7割

② 2回以上改正している自治体は8%にあたる19の自治体。

<参 考>

項目	都道府県	政令市	特別区	市	総計
1回以上改正している	1	4	4	73	82
改正していない	1	2	3	157	163
合計	2	6	7	230	245
1回以上改正している割合	50.0%	66.7%	57.1%	31.7%	33.5%

(2) 制定年度ごとの改正状況



⇒ ①平成22年度以降に制定された自治基本条例のうち、2回以上改正は5つ（約6%）

3 政令市の自治基本条例について

都 市	施 行	改 正	改 正 内 容
川崎市	H17.4.1	無	
静岡市	H17.4.1	H28.3.18	住民投票権引き下げによるもの（20⇒18 歳）
札幌市	H19.4.1	H26.10.6	札幌市の付属機関を見直したことにより、「付属機関その他類するもの」のうち「その他類するもの」がなくなったため削除
新潟市	H20.2.22	H27.3.20	「地域コミュニティ」の例を具体的に明文化 （地域コミュニティ協議会、自治会、町内会、特定非営利活動法人など）
熊本市	H22.4.1	H27.4.1	政令市移行に伴う区におけるまちづくりを新たに明記
北九州市	H22.10.1	無	

⇒ ①政令市20都市中、6都市が自治基本条例を制定

②6都市中、4都市が自治基本条例を改正

③4都市の改正内容のうち、本市にも影響があるのは「住民投票権引き下げ」のみ

※参考文献：NPO法人公共政策研究所、全国の自治基本条例一覧、<http://koukyou-seisaku.com/policy3.html>